

組合未加入者への声掛けをお願いします

今月の紙面

- 1 建築訓練校へ14人入校
- 4 CCUS、広島建労でレベルUP申請手続き開始
- 建設国保関連記事の掲載:2,3面



発行所
広島県建設労働組合
 〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号
 電話(082)232-6238 FAX(082)294-0248
 発行人 書記長 谷口 秀樹
 (機関紙は有料 組合員の機関紙代は組合費に含む)
 定価 1部70円 毎月1回10日発行

ホームページ
 ひろしまけんろう 検索

スマホ携帯から携帯でQRコードを読み込んで下さい
 (別途通信料金が必要となります)

令和3年度
**建築・硝子訓練校が
 合同で認定高等職業
 訓練校の入校式**

税金Q&Aコーナー 税金対策部

相続には争族・節税・納税対策

Q1:相続について、考えておくべきでしょうか?
 A1:相続対策といえば「相続税をいかに減らすか」と思っておられる方が多いのですが、相続全般にまつわる対策が「相続対策」といわれるもので、それは重要な順から次の3つに集約されます。

- ①争族対策
- ②節税対策
- ③納税対策

遺産相続をめぐって親族どうしが争って(=争族)、遺産分割協議で合意を得ることができなければ、財産の分割や名義の変更、換金などが出来ず、相続納税に支障をきたします。さらには、節税効果の大きい配偶者控除や小規模宅地の減額特例も適用されずに、税負担は大きなものになってしまいます。

相続で揉めて遺産分割協議で合意できない 控除・特例が適用されない

同じくらいの資産を所有していても次世代への継承を考えて、生前より節税・納税などの準備していた人と何もしていない人では、相続課税に驚くほど大きな違いが生じます。

配偶者控除

財産の **1/2**
※子どもと相続の場合

または **1億6千万円** まで非課税

小規模宅地の減額特例

被相続人の住宅地の課税評価 **80%減**
※330㎡まで 配偶者、同居親族または持家を所有しない親族の場合

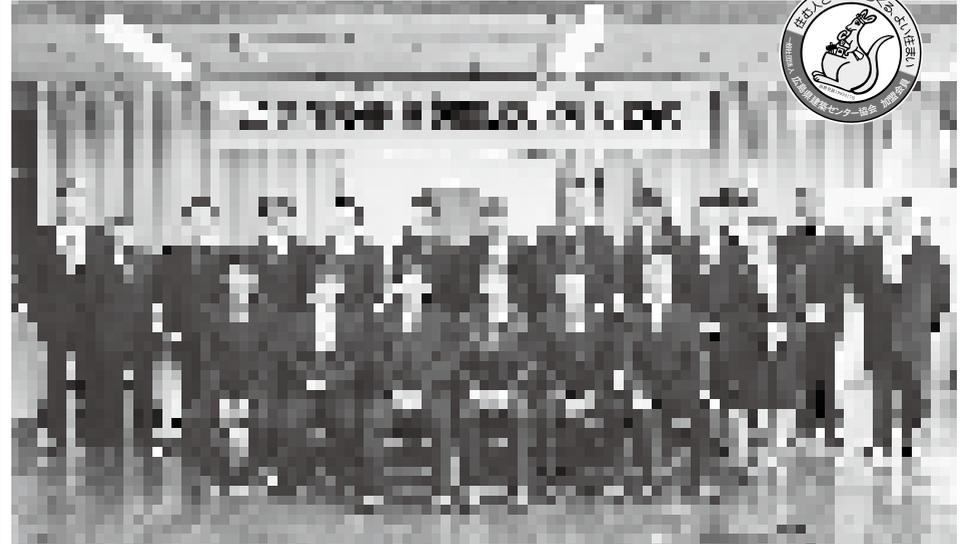
Q2:生前贈与とは、どういうものですか?
 A2:毎年110万円まで非課税の生前贈与や新たに非課税枠が設けられた教育資金の一括贈与、住宅資金贈与、結婚・子育て資金一括贈与の特例の活用など、子・孫・ひ孫のために、生前に準備できることはいくつもあります。

Q2:財産のほとんどが不動産なのですが、相続に関して、どういうことに注意しておいた方が良いでしょうか?

A2:相続税の申告・納付期限は、相続が発生した日の翌日から10カ月以内に完了しなければなりません。相続税は現金納付が原則ですので、納税のための現金あるいは現金化しやすい財産を準備しておく必要があります。

財産がほとんど不動産という方は、特に相続納税に備えておく必要があります。相続発生後、納税のために不動産の売却を急ぐと足元を見て買い叩かれるケースも少なくありません。

生命保険は遺産分割協議の合意がなくても受取人に支払われます。遺された遺族に負担や気苦労をかけない「納税対策」を準備しておきたいものです。



14人の大所帯となった令和3年度入校生を囲んで

4月9日(金)に建労会館で、建築・硝子訓練校合同の令和3年度認定高等職業訓練校入校式を行いました。入校式には両校長はじめ訓練協合理事・講師ら20人、建築校14人、硝子校1人、事務局2人が出席しました。

谷口副校長(建築校)の司会で、開会の辞を岩田校長(建築校)が行い、「君が代」斉唱の後、新入生が紹介されました。

岩田校長(建築校)から「働きながら学ぶということで、とても厳しい2年間になると思います」「訓練校で学んだ知識と技術・技能を基礎として、私たちの業界を盛り上げていただくよう祈念します」などと新入生を激励する内容の校長訓示がありました。

在校生を代表し、川越龍一さんが歓迎の辞を読み上げ、新入生を代表して中川勇登さんが誓いの辞を行いました。

- 令和3年度入校生(建築)
- 村竹 景太さん
 - 柏原 淳仁さん
 - 古川 貴士さん
 - 石川 豊さん
 - 高橋 天海さん
 - 紙屋 光希さん
 - 新宅 航己さん
 - 高橋 偲さん
 - 宮原 正貴さん
 - 石岡 力さん
 - 右近 啓太さん
 - 水本 貴衣さん
 - 吉川 進一さん
 - 中川 勇登さん
- 古川校長(硝子校)の閉式の辞で入校式を終えました。

働きのながら学ぶ厳しい2年間 新入生へ業界盛り上げを祈念

第1,2回建労会館建設委員会の主な決定事項

【第1回建労会館建設委員会：4月12日(月)】

各地連から推薦された12人の建設委員、施主代表の建設委員として井手口地連長(第7地連)、母体団体の(一社)広島建築共同職業訓練協会より岩田会長、谷口専務理事、小森常務理事の16人が出席しました。

建設委員の互選により、竹田氏(第10地連)が建設委員長に選出されました。

議題により進行し、設計監理者競争入札の公示日を5月6日(木)、入札日を6月7日(月)13時(書類等提出締切は正午)に決定。入札参加資格を在籍2年以上の組合員であり、木造500㎡以上の準耐火構造設計・監理経験者(下請可。確認済証の写しを添付)として終了しました。

【第2回建労会館建設委員会：5月10日(月)】

建設委員16人の出席で開催され、設計監理者競争入札参加者への案内文書、各種送付書類と提出書類の内容を精査、修正を行いました。

6月7日(月)の第3回建労会館建設委員会で設計・監理者を決定し、請負契約の締結を行うスケジュールを確認しました。

今年の拡大目標は800人 一人が未加入者一人の声掛け

【組織部長・上野将俊】組織部は今年度の拡大目標を800人(前年度新規加入者の10%増)としました。一人が未加入者一人の声掛けのご協力組合員さん一人ひとりの口コミが何より大切な組織拡大運動になります。感染防止対策を講じながら「組合員一人が未加入者一人の声掛け」をお願いいたします。

こんなときは届け出を忘れずに!!



結婚や出産で家族が増えた



就職・転出・死亡で家族が減った



住所・氏名・勤務先に変更があった



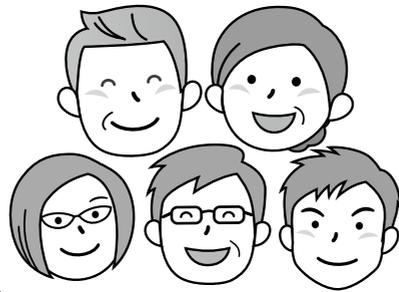
保険証を紛失・破損した



法人事業所を設立・そこに勤め始めた



個人事業所の従業員が5人以上となった



廃業・退職・死亡で脱退する



※各種届出には確認書類が必要となります。詳しくは所属する地連事務所までご連絡ください。

建設国保からのお知らせ

広島県建設国民健康保険組合

70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費について

基準日(7月31日)時点で一般区分又は低所得区分である被保険者について、計算期間※(前年8月1日から7月31日まで)のうち一般区分又は低所得区分であった月の外来療養に係る自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給後の額)を合算し、144,000円を超える場合は、その超えた部分が申請により支給されます。

※計算期間中に加入している保険が変わった場合でも、各医療保険での支払った自己負担額を合算し計算できる場合があります。詳しくは所属の地域連合にお問い合わせください。



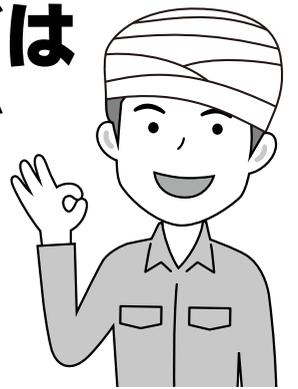
仕事中のケガなどは労災保険で治療を

仕事や出勤・帰宅途中の事故(交通事故)による傷病は、労働災害といい、労災保険で治療を受けることになっています。労働災害は建設国保の保険証を使って治療を受けることはできません。

もし、労働災害であるにもかかわらず建設国保の保険証を使って治療を受けた場合、後日その医療費を建設国保に返していただくことになります。

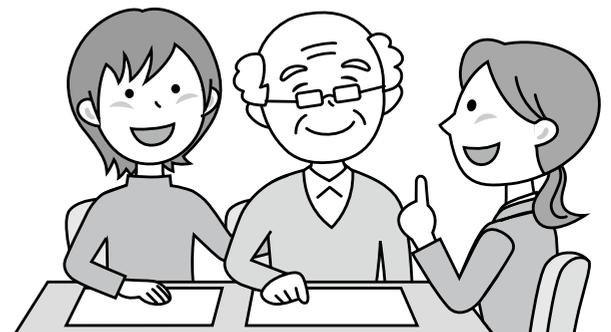
労働災害で病院に受診する場合には、労働災害であることを告げ、必ず労災保険で治療を受けてください。

労災保険は、労働者を守る保険です。一人親方や事業主本人・家族であっても、一定の条件の下で特別に加入することができます。万一に備え、労災保険に加入するようにしましょう。



高額介護合算療養費について

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯において、医療保険及び介護保険の自己負担の合計が著しく高額となり一定額を超えた場合、その超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。(各医療保険ごとに自己負担額が合算される為、同一世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません)



◎70歳未満の人

ア/旧ただし書所得901万円超	212万円
イ/旧ただし書所得600万円超～901万円以下	141万円
ウ/旧ただし書所得210万円超～600万円以下	67万円
エ/旧ただし書所得210万円以下	60万円
オ/住民税非課税	34万円

◎70歳から74歳の人

一定以上	(課税所得が690万円以上)	212万円
	(課税所得が380万円以上)	141万円
	(課税所得が145万円以上)	67万円
一般(一定以上にも低所得にも該当しない)		56万円
低所得Ⅱ(世帯全員が住民税非課税)		31万円
低所得Ⅰ(世帯全員が住民税非課税で所得もない)		19万円

※8月1日から翌年7月31日までの1年分を合算します。

国民健康保険特定疾病療養受療証

人工透析や血友病などの高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならない人については、申請をしていただくと、1ヶ月の自己負担限度額が1万円になる「国民健康保険特定疾病療養受療証」を交付いたします。

「国民健康保険特定疾病療養受療証」は、特定疾病の治療に対してのみ有効で、複数の医療機関で治療を受けられた場合は、医療機関ごとに自己負担限度額（1万円）を負担することになります。

※70歳未満で人工透析を実施している慢性腎不全の自己負担限度額は、上位所得者（基礎控除後の年間所得額が600万を超える世帯の方）につきましては2万円となります。

◎特定の疾病

1. 人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全
2. 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第8因子障害又は先天性血液凝固第9因子障害（血友病）
3. 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る）

◎申請に必要なもの

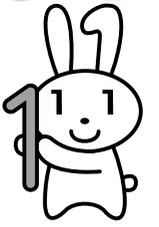
- ・印鑑
 - ・国民健康保険被保険者証
 - ・医師の意見書
 - ・組合員及び認定対象者の個人番号が確認出来るもの
- ※医師の意見書は所定の様式が各地域連合の窓口にありますので、その様式に記入をしてもらうようにしてください。



厚生年金適用事業所関係者の方についての事業所・業種(職種)調査の確認書類について(お願い)

厚生年金適用事業所関係者の方については、証明①書類として「厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」(令和3年適用のもの)のコピーをお願いしているところですが、当該通知書については例年7月に年金事務所へ算定基礎届等提出後、7月から8月にかけて順次各事業所へ送付される書類(電子申請の場合はデータでの送信)となりますので、必ず令和3年適用の通知書到着後に、事業所・業種(職種)調査へのご回答を頂きますようお願いいたします。

マイナンバーカードを取得しましょう!



マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込受付が昨年開始されており、令和3年3月より一部の医療機関でプレ運用が実施され、遅くとも10月を目途に本格運用となる予定です。

また、医療費・薬剤情報についても10月より閲覧可能となる予定となっており、これにより初めて受診する医療機関等でも、より適切な医療が受けられるようになるなどのメリットがあります。

その他にも以下のようなメリットがあります。

身分証明書になる!	各種証明書(住民票等)をコンビニで取得できる!
など	
ポイントで買い物ができる	e-Taxも、もっと便利に!

国からも皆さんのマイナンバーカードの取得を促進するよう要請がきております。また、これから更に利用範囲は広がっていき便利になることが予想されますので、まだマイナンバーカードを持っていない方はマイナンバーカードを取得しましょう。

健康保険適用除外申請について

「法人事業所を設立した」「法人事業所に勤め始めた」「個人事業所だが、従業員が5名以上となった」など通常であれば社会保険(健康保険+厚生年金)の適用となりますが、国保組合の組合員においては「健康保険適用除外(並びに厚生年金の取得申請)」を行えば、国保組合に残ることができます。しかし、健康保険適用除外申請は、特別な事情がある場合を除き、**事実発生から14日以内(厚生年金は5日以内)**に手続きを行わなければいけません。



期限内に申請が行われず、社会保険に移行しなければならない事案も発生していますので、申請しなければならない事実が生じた場合には、必ず期限内に手続きを行っていただきますようお願いいたします。

高額な医療費・出産費用負担軽減のための制度

① 限度額適用認定証(高額療養費の現物給付)

医療費が高額になると、建設国保が発行する「限度額適用認定証」等を受診の際に保険証と一緒に提示していただくことにより、医療機関等での支払いが自己負担限度額までとなります。自己負担限度額を超えた高額療養費の部分については、建設国保が直接医療機関等に支払います。

② 出産育児一時金の直接支払制度と受取代理制度

被保険者の方が出産したときにかかった出産費用に、出産育児一時金を充てること出来るよう、原則として建設国保から出産育児一時金が病院などに直接支払われる制度です。

これらの制度を利用すると、分娩費用が40万4千円(*42万円)を超えるときは、超えた分だけを医療機関等へ支払えば済みます。また、分娩費用が40万4千円(*42万円)未満のときは、医療機関等への支払いは不要となり、差額分を建設国保に請求することにより後日建設国保から差額分が支給されます。

受取代理制度を利用できるのは、出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、出産予定日から2ヶ月以内の方で、受取代理制度を受けることができる医療機関等の了解と所属の地域連合での事前の手続きが必要です。

詳しくは所属の地域連合へお問い合わせ下さい。

*産科医療補償制度加入医療機関で出産された場合

○広島県で受取代理制度が利用可能な医療機関

- 【・医療法人社団 松田医院 ・柴田産婦人科皮膚科 ・医療法人社団 日の浦会 佐々木産婦人科】

③ 貸付制度

建設国保では、高額な医療費または出産にかかる費用を支払うための当座の資金として、貸付制度(無利子)を設けています。

貸付額はそれぞれの給付金の8割相当額ですが、上記①・②の制度を利用したときには、貸付制度は利用できません。

ご利用の組合員さんは、所属の建設労働組合の地域連合へ詳細をお問い合わせのうえ、手続きを行ってください。



**5月1日の
組織人員
12,294人**

労働安全標語

**ゼロ災害
慌てず
焦らず
手を抜かず**

第2地連通信員
伊加田 光輝さん
令和2年度・優秀賞

労災保険に入りましょう

労働災害地連別件数一覧表
令和3年4月分

地連名	件数
第1地連 福 山	(2)
第2地連 芦 品	2 (1)
第3地連 しまなみ	1 (1)
第5地連 瀬戸内	1
第7地連 広 島	2 (5)
第8地連 広島西	2
計	8 (9)

()内は一人親方

労災事故発生原因

内 容	件数
工 具 ・ 機 械	4
打 撲 ・ 捻 挫	4
転 墜 落	4
腰 痛	2
飛 来 ・ 落 下	2
転 倒	1
計	17

**「カンガルーマークを
探してください」**

紙面に複数個の「カンガルーマーク」が印刷されています。全紙面での「カンガルーマーク」の総数(写真内のもは含まない)をお答えください。ハガキ(FAX可)に、「カンガルーマークの総数・郵便番号・住所・氏名・電話番号・所属地連名・『広建新報』についてひとこと感想」を明記して、広島建労・県本部までお送りください。抽選の上、10人の方へカードを差し上げます。なお、応募締め切りは**今月末(消印有効)**までです(正解:5月号は4個)。

7月	6月
29 24 15 15 14 11 9 6 4	27 26 20 16
日 日 () 日 日 日 日 日	日 日 日 日
16 日	
国保監事会	第10地連特定健診
第3地連特定健診(因島)	第6地連住宅デー
足場作業主任者講習	第8地連住宅デー(佐伯地区)
第6地連第1回特定健診	第3地連住宅デー
国保組合会	第8地連住宅デー(五日市・湯来地区)
	第10地連住宅デー
	第3地連特定健診
	国保四役会議
	国保理事會
	第7地連特定健診
	国保監事會

※あくまで予定です(後日変更あり)。詳細は県本部または所属の地連までお問い合わせください。

6・7月の行事予定

**第8地連西 第11回定期大会
時間短縮で議事進行**

【教宣専門委員・夏原靖】第8地連広島西では、3月7日(日)第8地連広島西会館において、第11回定期大会を開催しました。新型コロナウイルスの感染予防対策として、各自消毒、マスクの着用、館内の換気等を行い、大会の変更により時間短縮とし、議事の進行を取り行いました。長尾副地連長の開会のあいさつ、地連執行部を代表して尾尻地連長よりあいさつがありました。本来ならその後に来賓の方々よりあいさつをいただくのですが、

今年度はコロナ禍により、来賓の方々出席をご遠慮いただきました。県・岩田委員長よりメッセージをいただき、県執行委員の齋藤さんが代読されました。その後、経過報告、運動方針案など審議が行われた結果、全ての議案が採決されました。大元協会理事より大会スローガン採決、吉田副地連長より閉会のあいさつで大会を終りました。コロナ禍において、今後の課題も見え隠れする中、



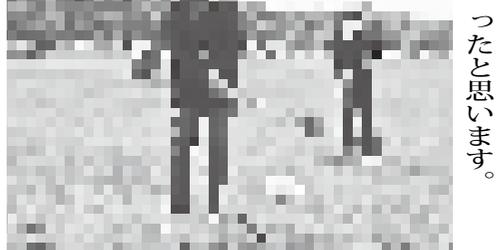
全議案が採決されて閉会

**第3地連しまなみ
グラウンドゴルフ大会
組合行事に笑顔も弾む**

【教宣専門委員・森谷克俊】4月25日(日)絶好のスポーツ日和に恵まれ、尾道市向島B&G(向島運動公園)で9時より第8回グラウンドゴルフ大会を開催。山本地連長の「皆さんケガに気を付けて、思いっきり楽しみましょう!」との掛け声で、総勢83人が2チームに分かれ競技を開始しました。

昨年度はコロナの影響で、地連行事は開催を見送り、グラウンドゴルフも開催直前での中止となりました。久しぶりの組合行事に参加者の笑顔も弾み「久しぶりじゃね。元気で良かった!」と労う声が聞かれました。プレーはコロナ対策を施し手洗い消毒・マスク・ソーシャルディスタンスを守り、プレー中もなるべく私語を控えて行いました。

午前中2ゲームを終えてトータルを集計。プレー後「コロナで運動不足だったのでいい運動になった」と声掛けていただきました。優勝、準優勝、3位、当日賞、ブービー賞、飛び賞、ホールインワン賞と表彰して檀上副地連長のあいさつで大会を終了致しました。未だ収束の見えないコロナ禍ではあり



マスクとソーシャルディスタンスでプレー

ますが、普段は交流のない組合員同士の方でも、チームを組むことで親睦が図れて楽しんでいただけ良かったですと思います。

**UP CCUS 建設キャリアアップシステム
でレベルアップの申請手続き開始**

広島建労は(一社)広島県建築センター協会と第7地連建設技能者支援協会において、CCUS能力評価代行申請の手続き(年内は35職種に限定)を開始しました。

組合員に限らず、員外の方も同様に受け付けます。

所属事業所が事業所IDを取得していない方や、建設業許可を持っていない事業所で働く方、インターネット申請ができなくてお困りの方は、(一社)広島県建築センター協会(082-232-6286)まで電話でご予約のうえ、CCUSカードと代行申請手数料3千円をご持参ください。

予約のない場合、長時間お待ちいただくことや受け付けができない場合がありますので、必ず事前に予約を取ってお越しください。能力評価とレベルアップに伴うカード更新の手数料4千円については、後日、振込用紙が届きます。



CCUS認定登録機関窓口

(一社) 広島県建築センター協会

〒733-0013 広島県広島市西区横川新町8-12

TEL: (082) 232-6286 FAX: (082) 294-0248 E-mail: ccus@hiro-ken.com

業務時間: 土日祝日・年末年始・お盆休みを除く10時から17時まで

CCUSのゴールドカードを取得して

【田淵繁春】4月末、私にとって45年の大工人生の集大成ともいえる、CCUSゴールドカードが届きました。

大工見習い時代、「資格は早いうちに取れ」との親方の言葉に後押しされ、作業主任者、建築士などを取得。家庭を持つと仕事を休んで講習会に参加する時間が作れませんでした。若いうちに取得した資格や50年近く建設業で頑張ってきたことが数十年経った今、ゴールドカードという目に見える形となり感慨深いものがあります。

今の若い組合員さん、これから先には建設キャリアアップカード登録が必要となります。そのための、今すぐ準備を!



田淵さん